

議 案 第 25 号

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等  
の運営に関する基準の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条  
例（平成26年摂津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を  
「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接  
受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、  
放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない  
い」に改める。

第36条第3項中「法第19条第1号」を「認定こども園又は幼稚園」とあるのは  
「特別利用教育を提供している施設」と、「法第19条第1号」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ず  
る方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体  
（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4  
月1日から施行する。